

松並東自治会館の使用及び管理・運営規則

松並東自治会館運営委員会細則

沼崎山永泉寺

松並青葉東町内会

北園町内会

## 松並東自治会館の使用及び管理・運営規則

### (目 的)

第1条 松並東自治会館（以下、「自治会館」という。）は、「松並青葉東集会所の使用に関する協定書（平成28年5月26日締結）」の定めに基づき、沼崎山永泉寺の所有地（松並青葉四丁目2番地9）を無償で借り受け、松並青葉東町内会、北園町内会及び沼崎山永泉寺の三者が共同して円滑に使用すること、並びに、松並青葉東町内会及び北園町内会が協同して適切に管理・運営を図ることを目的に、本規則を定める。

### (自治会館の管理・運営)

第2条 自治会館の管理・運営は、松並青葉東町内会及び北園町内会が協同して行う。

2. 自治会館の管理・運営に関する執行部は、松並青葉東町内会と北園町内会の役員による「松並東自治会館運営委員会」（以下、「会館運営委員会」という。）とする。
3. 会館運営委員会の運営に関する詳細は、松並青葉東町内会と北園町内会の役員会の合議により、松並自治会館運営委員会細則に定める。
4. 自治会館の使用上必要な消耗品、水道光熱費及び館長委託料（第3条に定める修繕積立基金及び修繕積立金以外の使途）等は自治会館運営費とし、詳細は松並自治会館運営委員会細則に定め、松並青葉東町内会及び北園町内会の各年度始めの戸数割合で負担する。

### (自治会館の修繕積立基金及び修繕積立金)

第3条 松並青葉東町内会及び北園町内会の会員は、自治会館の維持管理にかかる次の各号に掲げる費用をそれぞれの町内会に納入する。

- (1) 修繕積立基金：20,000円/戸（松並青葉東町内会及び北園町内会への入会時）
- (2) 修繕積立金：月額150円/戸
2. 修繕積立基金及び修繕積立金の使途は次の各号に掲げる費用とする。
  - (1) 什器備品費  
購入価格が1万円以上かつ使用できる期間が1年以上継続するもの。
  - (2) 防災備蓄品費及び松並東自治会館防災管理（防火・防災管理責任者講習費/松並東自治会館避難訓練等に伴う費用）
  - (3) 火災・地震保険料
  - (4) 修繕費
  - (5) 建替え費
3. 修繕積立基金及び修繕積立金は、個人への一切の返金を行わないものとする。

### (使用資格)

第4条 自治会館を使用することのできる者は、松並青葉東町内会及び北園町内会の会員及び準会員、並びに沼崎山永泉寺とする。ただし、会館運営委員会が承認した場合はこの限りではない。

### (自治会館の使用目的)

第5条 自治会館は、次の各号に掲げる目的のために使用するものとし、沼崎山永泉寺を除く特定の団体の利益や個人の利益を目的とする用途に供してはならない。

- (1) 周辺地域における災害時の被災者または被害が想定される世帯の一時的な緊急避難場所
- (2) 町内会の総会、役員会その他町内会の運営に必要な会議等
- (3) 沼崎山永泉寺の地域に開かれた行事
- (4) 沼崎山永泉寺が行う法事に関する食事・休憩所
- (5) 会員及び準会員がその福利及び親睦を目的として交流する活動又は集会等
- (6) 官公庁、公共事業者その他これに準ずる機関等が会員に対して行う説明会等

2. 前項第3号の「沼崎山永泉寺の地域に開かれた行事」は以下のとおりとする。
  - (1) 花まつり（お釈迦様の誕生日。毎年4月1日～4月8日に開催）
  - (2) 能、コンサート、お茶会
  - (3) 寺・カフェ
  - (4) 除夜の鐘撞き時の休憩所、接待所
3. 本条第1項に定めのない使用目的については、あらかじめ会館運営委員会の承認を得なければならない。

（使用手続き）

第6条 自治会館の使用については、原則として3ヶ月前の月初め（1日）から、当月1ヶ月間を予約することができる。

2. 予約のない者が自治会館を使用する場合、原則として2日前までに、第8条に定める館長又は館長を置いていない場合は会館運営委員会に申し出なければならない。

（使用順位）

第7条 自治会館の使用順位は、原則として申込み受付順とする。

2. ただし、申込み受付順に拘わらず、本規則第5条第1項の第1号及び第2号の使用目的を優先することができる。
3. その他の重要な目的や緊急事態が発生した場合の使用については、会館運営委員会の判断に従う。

（自治会館の館長の職務と委託料）

第8条 会館運営委員会は、自治会館の管理者として館長を置くことができる。

2. 館長の対象者は松並青葉東町内会及び北園町内会の会員又は準会員とする。
3. 館長の職務は以下のとおりとする。
  - (1) 自治会館の鍵の管理
  - (2) 自治会館の使用の受付
  - (3) 使用料の受領等、使用全般に関する管理
  - (4) 館長は、自治会館の敷地・建物及び隣接する広場の清掃について、会館運営委員会に要請することができる。
  - (5) その他、自治会館の適切な管理・運営に必要な業務を行う。
4. 館長の委託料は、2,000円/月とし、支払いは年度末とする。

（使用時間）

第9条 自治会館の使用時間は、原則として午前9時から午後9時までとする。

（使用料）

第10条 自治会館の使用料は、会員・準会員の第5条に掲げる使用及び沼崎山永泉寺の第5条第2項に掲げる使用は原則無料とし、その他の会員等以外の使用については、使用者が50人未満の集団の場合1時間当たり1,000円、50人以上の集団の場合1時間当たり2,000円とする。ただし、会員以外の使用に関して、会館運営委員会が認める場合は無料とすることができる。

2. 自治会館の使用料は、自治会館の消耗品費、水道光熱費及び修繕積立金に充当することができる。

(使用者の義務)

第11条 自治会館使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 自治会館への車での来場者が、周辺道路に駐車すること及び沼崎山永泉寺の駐車場を無断使用することを固く禁止する。
- (2) 自治会館の建物内は禁煙とする。なお、使用者が喫煙する場合、自治会館敷地内に喫煙場所を特定し、灰皿の設置と使用後の撤去及び吸い殻の清掃等を徹底すること。
- (3) 火災、盗難その他の事故発生の防止に留意すること。
- (4) 悪臭、騒音等を発して近隣に迷惑をかけること。
- (5) 自治会館の建造物、付属物又は備品を毀損もしくは汚損しないこと。
- (6) 公序良俗を害しないこと。
- (7) 使用後は、備品の整理、清掃、火気の点検、戸締等を行ない、鍵は鍵管理者に返還すること、及び、発生したゴミは使用者が全て持ち帰ること。

(損害の賠償)

第12条 使用者は、建造物、付属物又は備品等を毀損もしくは汚損したときは、原状回復に要する費用を負担しなければならない。

(本規則の改廃)

第13条 本規則の改廃は、松並青葉東町内会、北園町内会及び永泉寺の三者で協議した案について、松並青葉東町内会及び北園町内会それぞれの総会で決議しなければならない。

(規則外事項)

第14条 本規則に定めのない事項については、会館運営委員会が細則等を定め処理することができる。

2. 会館運営委員会が定めた細則等の処理に関しては、処理後開催される松並青葉東町内会及び北園町内会の次の定時総会において報告するとともに、本規則の変更の必要性が生じた場合は、本規則第13条の定めに従う。

附則

1. 本規則は、松並東自治会館が会館運営委員会に引き渡された時点（平成28年12月末を予定）より施行する。
2. 自治会館の所在地は、守谷市土地区画整理事業における換地処分（平成28年10月21日予定）の翌日より効果が生じる。

## 松並東自治会館運営委員会細則

(名称)

第1条 当会は、松並東自治会館運営委員会と称する。

(目的)

第2条 当会は、松並青葉東町内会及び北園町内会が共同管理・運営する松並東自治会館の自主的かつ民主的な運営を目的とする。また、修繕積立基金・修繕積立金(以下、両修繕積立金)及び自治会館運営費の必要な事項を定め、両町内会が適正に管理運用を行うことを目的とする。

(所在地)

第3条 所在地は、松並青葉四丁目21番地9とする。

(委員の構成)

第4条 委員会の構成は、松並青葉東町内会、北園町内会両町内会3名以上とし、両町内会からの選出人数は同数としなければならない。

また、館長も委員会の構成人員とするが、館長が所属する町内会は、上記町内会選出人数からは除外する。(欠員が生じたときは欠員者の所属する町内会より補充する。欠員者が補充されるまで、その役職は、欠員が生じた町内会で補う。尚、委員の任期は1年とし、再任を妨げない。)

2. 委員会に次の役職をおく。

委員長 1名 副委員長(事務局)1名 会計 1名 会計監査 1名 防火担当者 両町内会より1名ずつ

3. 委員長は、両町内会どちらかの会長が務め、他は委員の互選による。

(委員の責任及び鍵の管理)

第5条 委員は、会館運営について善良なる管理者の注意を持って施設の維持、管理に当たる。

2. 松並東自治会館の鍵は10本とし、両町内会で4本ずつ、館長が2本持ち、鍵管理台帳で所有者を管理する。

3. 掲示板の鍵は2本とし、両町内会で1本ずつ持ち、管理する。

(委員の権限)

第6条 委員は、会館運営の審議及び決議に関して一定の権限を有し、その権限は以下の事項とする。

(1) 両修繕積立金、自治会館運営費の適正に管理運用するために行うこと。

(2) 松並東自治会館運営委員会が所有する什器備品に関すること。

(3) 「松並東自治会館の使用及び管理・運営規則」に記載されている内容に関すること。

(委員の任務)

第7条 委員長は、運営委員会を代表し、会館の運営を総括する。また、松並東自治会館運営委員会印鑑を保有し、安全に保管する注意義務を負うものとする。

2. 副委員長(事務局)は、委員長が職務遂行困難な状態になった場合職務を代行する。また、運営委員会開催のための議事進行資料を作成し、運営委員会開催の連絡を担当する。

3. 館長は、松並東自治会館の使用団体・利用目的の適性を原則判断できる。判断に迷う場合は松並東自治会館運営委員会に相談し、決定する。

4. 会計は、当会の経理全般を担当し、出納、帳簿、台帳を管理する。(通帳管理含む)

5. 会計監査は、本会の経理について監査を行う。

6. 議事録は、委員長及び会計を除く委員で担当する。

(両修繕積立金、自治会館運営費管理について)

第8条 両修繕積立金の運用は、安全と確実を旨とし、金融機関の信用状況を検討し、且つ、預金保険制度（ペイオフ制度）を考慮し、預入先の金融機関を選定しなければならない。

2. 両修繕積立金と自治会館運営費は、それぞれ別の口座を設け、管理する。
3. 松並青葉東町内会および北園町内会の新会員に伴う修繕積立基金と会計年度末時点における両町内会の修繕積立金の合計を、新年度の松並東自治会館運営委員会で報告し、前年度徴収分として、松並東自治会館の修繕積立金口座に振り込む。
4. 修繕積立金、自治会館運営費の口座を変更するときは、第2条1項に則り、松並東自治会館運営委員会で審議を重ね決議する。

(自治会館運営費の徴収及び取扱い)

第9条 光熱費を含めた自治会館運営費は、会計年度末時点の正会員数をもとに充当する。

2. 自治会館の太陽光発電に伴う収益は自治会館運営費に入金し、その用途とする。
3. 自治会館運営費の用途は、光熱費及び消耗品及び館長委託料、自治会館運営に伴う美化活動費、会館運営に伴う防災活動費とする。
4. 正会員や準会員以外の利用者からの自治会館使用料は、自治会館運営費に入金する。

(両修繕積立金使用における台帳及び帳簿管理について)

第10条 両修繕積立金の用途は明確にし、什器備品台帳または会計帳簿管理をする。

(会計年度)

第11条 当会の会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

(付則)

この会則は、2017年4月1日より施行する。